

1 1 6 . 0 4

識別番号が重複して付与された場合の 届出について

識別番号が重複されて付与された者は、識別番号重複届出書（書式第9）を提出することにより、付与された識別番号を統合することとする。

ただし、識別番号が重複されて付与された者が、同一人若しくは同一法人であることが確認（住所又は居所及び氏名又は名称の一致）できなければならない。

（改訂令和2・12）